



2026年2月20日

各 位

会社名 株式会社大塚商会  
代表者名 代表取締役社長 大塚 裕司  
(コード番号 4768 東証プライム)  
問合せ先 取締役兼専務執行役員  
経営管理本部長 齋藤 廣伸  
(TEL. 03-3264-7111)

### 中長期インセンティブ報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年2月20日開催の取締役会において、当社取締役に対する中長期インセンティブ報酬制度の導入について、2026年3月27日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 1. 目的

当社の取締役の報酬等の額は、1990年3月13日開催の株主総会決議において、年額650百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確化すること、並びに対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して、後記のとおり、新たに中長期インセンティブ報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつきご承認をお願いするものです。

なお、現在の対象取締役は7名です。

#### 2. 本制度の概要

本制度は、当社の3事業年度（以下「評価期間」といいます。）中の業績の数値目標、基準となる株式数等を取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成度等に応じて算定される数の当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）又は算定される額の金銭を、対象取締役の報酬等として付与するパフォーマンス・シェア・ユニット（以下「ユニット」といいます。）を用いた業績連動型報酬制度です。

当社は、対象取締役に對するユニット付与に際して、対象取締役の保有当社株式数、個別の意向その他の事情を考慮のうえ、個別の対象取締役に付与するユニットの目的となる給付財産（当社株式又は金銭）、当社が定める基準交付株式数等を通知します。当社は、対象取締役が評価期間開始後最初に開催される定時株主総会の日から評価期間終了後最初に開催される定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」といいます。）の間、当社の取締役の地位にあることを条件として、対象取締役に對し、当社株式を交付し、又は金銭を支給することといたします。なお、ユニットの目的となる給付財産として当社株式が指定された場合においても、当社は交付する株式の一部に代えて、納税資金確保のための金銭を支給することができるものとします（本制度に基づいて役務提供期間経過後に対象取締役に對して交付される当社株式の数を、以下「最終交付株式数」といい、支給される金額を、以下「最終支給金額」といいます。）。

本制度において採用する業績指標は、利益の状況を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を取締役会において決定するものとします。

したがって、本制度は業績の数値目標の達成度等に応じて当社株式を交付又は金銭を支給するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に對して当社株式を交付するか否か及び金銭を支給するか否か並びに交付する株式数及び支給する金額は確定しておりません。

本議案に基づき、対象取締役に對して発行又は処分される当社株式の総数は、年3万株以内とし、当社株式に係る報酬及び支給される金銭の総額は、他の報酬枠とは別枠で、本制度の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年200百万円以内といたします。ただし、かかる当社株式の総数の上限については、本議案が承認可決された日以降、当社株式の株式分割（当社株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて調整されるものといたします。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

また、本制度に基づき当社株式を交付する場合における当社株式の付与は、取締役会決議に基づき、①対象取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは現物出資財産の給付を要せずに当社株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、②支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社株式について発行若しくは処分を受ける方法によることといたします。②の方法による場合、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会にて決定します。

### 3. 当社株式の交付又は金銭の支給の要件

本制度においては、評価期間が終了し、概要以下の要件を満たした場合に、対象取締役に對して当社株式の交付又は金銭の支給を行います。

- ① 当社の取締役会において定める一定の非違行為等がなかったこと
- ② その他業績連動型報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社の取締役会が定める要件を充足すること

なお、評価期間開始後当社株式の交付又は金銭の支給の前に、①対象取締役が、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合、②当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、その他③当社取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時期に、当社の取締役会が合理的に定める数の株式を交付し、又は当社の取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

### 4. 最終交付株式数及び最終支給金額の算定について

上記のとおり、当社は、ユニット付与に先立って、各対象取締役に對して、付与するユニットの目的となる給付財産（当社株式又は金銭）を通知するところ、本制度に基づき対象取締役に交付又は支給する最終交付株式数又は最終支給金額は、評価期間における業績目標の達成度等に応じて変動します。その株式数及び金額の上限は上記のとおりですが、2026年度に付与するユニット（評価期間は、2026年1月から2028年12月まで）については、概要、以下の算定方法により最終交付株式数及び最終支給金額を算定することを予定しています。

#### (1) ユニットの目的となる給付財産が当社株式である場合

最終交付株式数及び最終支給金額は、以下の算定式によって算定されます。

最終交付株式数

$$= \text{〔基準交付株式数} \times \text{業績目標達成度に応じた支給率〕} \times 1/2$$

最終支給金額

$$= \text{〔基準交付株式数} \times \text{業績目標達成度に応じた支給率〕} \times \text{評価期間後株価係数} \times 1/2$$

#### (2) ユニットの目的となる給付財産が金銭である場合

最終支給金額は、以下の算定式によって算定されます。

最終支給金額

$$= \text{〔基準交付株式数} \times \text{業績目標達成度に応じた支給率〕} \times \text{評価期間後株価係数}$$

※1 基準交付株式数は、別途取締役会で定めます。

※2 業績目標達成度に応じた支給率は、別途取締役会が定めた目標値の達成度に応じて、0～200%の範囲で変動します。

※3 評価期間後株価係数は、評価期間終了後の当社株式の株価に相当する金額として取締役会が定める金額とします。

#### 5. 本制度に基づく報酬の支給が相当である理由

本制度に基づく報酬の支給は、①評価期間中における業績目標を設定し、かつ、当該目標への達成度等に応じて当社株式を交付し、又は金銭を支給することによって、中長期的な企業価値の持続的な向上に対するインセンティブを与えるものであること、及び、②本制度に基づき発行又は処分される1年間当たりの株式数の上限の発行済株式総数（2025年12月31日時点）に占める割合は、最大で約0.008%とその希釈化率は軽微であることから、相当なものであると判断しております。

また、当社は、2021年2月19日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めておりますが、本議案をご承認いただいた場合は、本議案に沿った形で当該方針を変更することを予定しております。

（ご参考）

当社の執行役員に対しても同様の報酬制度を導入する予定です。

以 上